

## 物品製造請負契約条項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別冊の仕様書、図面等及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(本約款及び仕様書等を内容とする物品の製造請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品(印刷物の制作を含む。以下同じ。)を納入期限内に納入し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、仕様書等に定める物品を完成させるための指示を、受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は当該指示に従わなければならない。
- 4 納入を完了するための一切の手段については、第3項の指示、本約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。
- 6 本約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 10 本約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 本契約に係る訴訟の提起又は調停については、千葉地方裁判所に行うものとする。

(工程表の提出)

- 第2条 受注者は、仕様書等に基づいて作成した工程表を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、この限りではない。
- 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第3条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、物品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の著作権を当該著作物の納入時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者が本契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、本著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者と受注者の共有とするものとする。
- 2 発注者は、物品が著作物に該当するしないにかかわらず、当該物品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該物品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、物品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、数値の変更等に伴うグラフの変更等、著作者人格権を侵害しない範囲内での改変に同意するものとする。また、発注

者は、物品が著作物に該当しない場合には、当該物品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受注者は、物品(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該物品を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該物品の内容を公表することができる。
- 5 受注者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は発注者と受注者とが協議して定める。
- 6 発注者は、受注者が物品の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受注者は、第5条で認める範囲において物品を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

- 第5条 受注者は、物品の製造の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせはならない。ただし、製造の一部について、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

- 第7条 受注者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して、定めるものとする。

(履行の報告)

- 第8条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について、発注者に報告しなければならない。

(材料の品質)

- 第9条 受注者は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に発注者の検査を受けて使用すべきものと明示された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第10条 発注者から受注者に支給する見本又は原稿その他業務に必要な材料及び貸与品(以下「支給材料等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等の定めるところによる。
- 2 発注者は、支給材料等を、受注者の立会いの上、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者はその旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料等の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しな

ければならない。ただし、発注者が必要ないと認めるときは、省略することができる。

- 4 受注者は、支給材料等を善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 5 受注者は、物品の製造の完成、仕様書等の変更、又は契約解除等によって不用となった支給材料等を、仕様書等に定めるところにより、発注者に返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意又は過失により支給材料等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(請負代金を含むもの)

第11条 請負代金は、梱包、運送及び据え付けに要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

- 第12条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、発注者に通知し、その指示を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。
  - 3 発注者は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第15条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

(納入期限の延長)

- 第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して納入期限の延長日数を定めるものとする。この場合、第15条の規定により契約書の内容を変更するものとする。

(契約の履行に係る受注者の提案)

- 第14条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた、代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知しなければならない。
  - 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、第15条の規定により、契約の内容を変更しなければならない。

(契約の変更)

- 第15条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、請負代金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。
- 2 発注者は、前項に定めるものを除く他、必要があると認めるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を受注者に通知して、契約書を変更することができる。
  - 3 前二項の規定による契約書の内容の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内(請負代金の変更に係る協議にあっては、当該協議の開始の日から14日以内)に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約書に定める内容を変更し、受注者に通知するものとする。
  - 4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に発注者が当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(1) 第1項の規定による契約書の内容の変更

同項の規定により仕様書等の変更の通知を受けた日

(2) 第2項の規定による契約書の内容の変更

同項の規定により契約書の内容の変更の通知を受けた日

(物価の変動等に基づく請負代金額の変更)

- 第16条 特別な要因により納入期限までに主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求があった場合において、当該請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、請負代金額を変更し、受注者に通知するものとする。
  - 3 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が前二項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始日を定め、発注者に通知することができる。

(中間検査)

- 第17条 受注者は、物品の品質等に関し、発注者が必要と認めるときは、引渡しの前に発注者の検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の検査(以下「中間検査」という。)を実施する場合において、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。
  - 3 受注者は、中間検査に立ち会わなければならない。
  - 4 受注者は、正当な理由がなく中間検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。
  - 5 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と受注者とが協議して定める。
  - 6 受注者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
  - 7 中間検査に直接必要な費用(物品の破壊等による損失を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、この限りでない。

(納入)

- 第18条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して発注者に引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して発注者に引き渡すことができる。
  - 3 受注者は、いったん発注者に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(受領検査)

- 第19条 発注者は、前条の規定により物品の引渡しを受けたときは、その日から起算して7日以内に検査するものとする。
- 2 受注者は、発注者から要求のあった場合には、前項の規定による検査(以下「受領検査」という。)の結果、不合格となった物品を遅滞なく納入場所から引き取らなければならない。
  - 3 発注者は、前項の要求にかかわらず、受注者が物品を引き取らない場合は、当該物品の保管の責めを負わず、及び受注者の費用をもって、当該物品を返送し、若しくは供託し、又は当該物品を売却してその代価を保管し、若しくは供託することができる。
  - 4 受領検査については、第17条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(再検査)

- 第20条 受注者は、受領検査の結果、物品が不合格となった場合は、発注者の指示するところに従い、当該物品について数量の追加、異状品の修補又は代品による補充を行い、発注者の再検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査については、前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第21条 物品の所有権は、発注者が受領検査の結果、当該物品を合格と認めるときをもって発注者に移転するものとする。

(所有権移転前の物品に対する損害の負担)

第22条 所有権移転前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

(減価採用)

第23条 発注者は、受領検査において不合格となった物品のうち、仕様書等との相違が軽微で、かつ使用上支障のない物品を、受領検査に合格したものとみなして、請負代金から相当分を値引きして受領することができる。

2 前項の規定により物品を値引きして受領する場合には、第15条の規定により契約書を変更するものとする。

(請負代金の支払い)

第24条 請負代金は、物品の全部について、受領検査に合格した後、受注者の請求によって支払うものとする。

2 請負代金の支払期限は、適法な支払請求書を受領した日から起算して頭書の契約条件により支払うものとする。

3 前二項の規定は、発注者が物品の分割納入を認め、当該分割分の請負代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。

4 発注者がその責めに帰すべき理由により第19条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第25条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求し、又は履行の追完に替え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、その履行の追完に過分の費用を要する場合であっても、契約不適合が重要ではない場合を除き、発注者は、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の規定により発注者が指定した方法による履行の追完又は損害賠償の請求をするときは、不適合を知った時から1年以内にその旨の通知を行わなければならない。

3 前項の規定は、引渡しの完了時(その引渡しを要しない場合であっても、業務が終了した時)において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

4 第1項の規定により履行の追完を請求されたときは、受注者は、直ちに、履行しなければならぬ。また、第1項の規定により履行の追完に替え若しくは履行とともに損害の賠償を請求されたときは、受注者は、速やかに、その措置に応ずるものとする。

5 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 契約内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

6 第1項の規定は、発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者が指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

い。

7 本契約においては、商法第526条及び民法562条第1項ただし書きは適用しない。

8 前各項の規定にかかわらず、契約不適合期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(履行遅延の場合における損害金等)

第26条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限(第18条第2項に基づき分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。なお、本条の損害金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

2 前項の損害金の額は、請負代金額(第23条の規定に基づき値引きしたときは、値引き後の金額)に、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものである。

3 前項の規定にかかわらず、分割して納入を認めた物品に係る損害金は、当該分割納入物品の請負代金相当額(第23条の規定に基づき値引きしたときは、値引き後の金額)に、遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものである。

4 発注者の責めに帰すべき理由により第24条の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

(1) 製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。

(2) 履行期限内に完成しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に製造を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) その責めに帰すべき理由により納入期限(第18条第2項に基づき分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 契約の履行につき不正な行為があったとき。

(6) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の指示に従わないとき、又はその業務を妨害したとき。

(7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 受注者自身の社会的信用を著しく失墜させる事実があったとき。

(10) 前各号の他、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

(11) 受注者が、本契約に関し、法令に反する行為を行ったとき。

(12) その他、契約を継続し難い事由のあるとき。

2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第27条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が本契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第29条又は第29条の2の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条の3 発注者の責めに帰すべき事由によるものときは、発注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第27条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、本件業務に既履行部分があるときは、請負代金から当該部分の請負代金相当額を控除した金額の10分の1に相当する額を違約金とする。なお、当該違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

- (1) 第27条、第27条の2又は第32条の規定により本契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(中途解除)

第28条 発注者は、物品の納入が完了しない間は、第27条第1項に規定する場合の他、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 第27条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないもの

とする。

4 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める

(受注者の催告による解除権)

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第27条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。この場合、発注者とあるのは受注者と、受注者とあるのは発注者と、それぞれ読み替えるものとする。

(受注者の催告によらない解除権)

第29条の2 受注者は、第15条の規定により業務の内容を変更したため、請負代金が3分の2以上減少したときは、本契約を直ちに解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第29条の3 受注者の責めに帰すべき事由によるものときは、受注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第30条 発注者は、本契約が解除された場合においては、第18条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査の上、当該検査に合格した部分に相当する請負代金相当額を、第24条の規定により請負代金額を支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

2 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)

第31条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び本契約期間中において、自社(自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、若しくは暴力団等反社会的勢力であった場合、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- (2) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
- (5) 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係る解除権等)

第32条 発注者及び受注者は、相手方(相手方、相手方の役員、又は相手方の親会社等を含む。)が前条における表明・保証に反す

ると合理的に判断した場合は、直ちに本契約を解除することができる。

- 2 発注者及び受注者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第33条 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は独占禁止法第8条の2の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行ったとき、又は第34条第1項第2号又は第3号に該当するとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第34条 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下、この条において同じ)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 本契約に関し、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金の10分の1に相当する額その他、請負代金の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項に規定する確定した納付命令における課徴金について、

独占禁止法第7条の3第1項から第3項のいずれかの規定の適用があるとき。

- (2) 前項に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。
- 3 前二項に定める違約金は、発注者の指定する期間を経過した日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額の利息を付するものとする。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第35条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するとともに、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、関係者に対し、本条と同等の義務を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 3 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、関係者以外の第三者に対して、相手方の秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、本条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ開示することができるものとする。なお、開示を認められた発注者及び受注者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 4 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。
- 5 発注者又は受注者が本条に違反し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。なお、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 本条の規定にかかわらず、営業秘密に関しては、次の各号の場合、適用から除外されるものとする。なお、情報の原開示者から申し出がなされたときは、その取扱いについて協議のうえ定めるものとする。

- (1) 開示時点ですでに公知となっているもの。
- (2) 開示時点ですでに発注者又は受注者が正当に所有していたもの。
- (3) 開示後、発注者又は受注者の責めに帰することなく公知となったもの。
- (4) 発注者又は受注者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの。
- (5) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
- (6) 本契約の履行によって発注者が得た目的物を修理、改造、点検、保守するにあたり、第三者に開示する必要があるもの。この場合、発注者は、開示する第三者に守秘義務を課したうえで開示するものとする。
- 7 発注者又は受注者は、合理的理由により、相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、速やかその措置を講ずるものとする。
- 8 本条については、本契約の履行後も有効に存続するものとする。
- 9 本条における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 「秘密情報」とは、「秘密」である旨の指定がなされた本号①及び②の情報であり、書面、口頭、映像等の種類、及び紙

媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報における「秘密情報」は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により被開示者に通知するものとする。

① 営業秘密

発注者又は受注者の情報のうち営業秘密として管理しているもの、又は技術上・営業上で事業活動に有用となっているもの、若しくは公然と知られていないもの、あるいはノウハウ表記されたものをいう。

② 個人情報

発注者又は受注者の保有する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。ただし、本定義の如何を問わず、発注者又は受注者の保有する電子メールアドレスは個人情報とみなすものとする。

- (2) 「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他情報の漏洩・開示情報の滅失又は毀損防止等の安全管理措置をいう（パソコン等を媒体とする情報の流出を含む。）。
- (3) 「業務行為」とは、発注者と受注者との間で行われる情報の提供を伴う行為（交渉、協議、依頼等を含む。）の一切をいう。
- (4) 「関係者」とは、自己の役員、従業員（派遣労働者を含む。）、取引先等（代理人、下受注者又は下受注者となりうるものを含む。）、本契約に携わるすべての者をいう。

10 前各項にかかわらず、法律、政府・裁判所、その他公的機関からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等、情報開示を求められたときは、発注者及び受注者は当該公的機関に対してのみ情報開示できるものとする。

(相殺)

第36条 発注者は、本契約に基づいて発注者が負う債務を本契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第37条 本契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

(補則)

第38条 本約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。